

平成28年度

包括外部監査結果報告書

産業の創造と振興、中小企業の活性化と商店街
の振興等に係る事務の執行について

広島市包括外部監査人

弁護士 福田 浩

目次

第1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	事件を選定した理由	1
4	監査対象期間	1
5	監査の実施期間	1
6	監査対象部署	1
7	監査従事者	2
8	利害関係	2
9	監査の結果及び意見	2
10	その他	2
第2	監査の総括	3
1	監査対象事業の選定	3
2	監査の視点及び監査手続	3
3	監査の結果及び意見の一覧	3
第3	監査の実施	5
1	広島市中小企業融資制度及び広島県信用保証協会に対する損失補償制度	5
(1)	監査対象事業の概要	5
(2)	具体的な着眼点（監査の視点）及び監査手続	15
(3)	監査の結果及び意見	16
2	広島市中小企業協同組合融資制度及び広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度	23
(1)	監査対象事業の概要	23
(2)	具体的な着眼点（監査の視点）及び監査手続	31
(3)	監査の結果及び意見	32
3	商店街活性化事業費補助	40
(1)	監査対象事業の概要	40
(2)	具体的な着眼点（監査の視点）及び監査手続	46
(3)	監査の結果及び意見	47
4	地域商業自立促進事業費補助	53
(1)	監査対象事業の概要	53
(2)	具体的な着眼点（監査の視点）及び監査手続	62
(3)	監査の結果及び意見	63

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

産業の創造と振興、中小企業の活性化と商店街の振興等に係る事務の執行について

3 事件を選定した理由

平成21年10月に策定された広島市基本構想、第5次広島市基本計画において、広島経済の活性化を図るとともに、持続可能な市場経済を創出するため、都市の発展を支える産業の創造と振興、地域経済の担い手である中小企業の活性化と商店街の振興等に関する多くの施策が掲げられ、これらの取組が進められており、その当初予算の規模は、平成27年度には約252億円に達している。

もとより、地域の産業発展のためには地方自治体による産業振興施策が大きな役割を担っており、産業振興に関する事業は、地域経済を活性化させ市民の経済生活の安定を支える地方自治体の根幹ともいえる事業分野であるが、その性質上、経済の活性化に照らした事業効果は必ずしも客観化できる性質のものではなく、また、取り巻く経済環境の変化に応じて、各事業の公益上の必要性や、これに対する市民ニーズもまた変化するものであって、産業振興に関する各事業が、その目的に沿って適正かつ効率的・有効に執行されているかは、常に市民の関心の高いところである。

4 監査対象期間

原則として平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
ただし、必要に応じて平成26年度以前及び平成28年度の執行分を含む。

5 監査の実施期間

平成28年5月25日から平成29年1月13日まで

6 監査対象部署

経済観光局産業振興部商業振興課、経済観光局産業振興部ものづくり支援課、中区役所市民部地域起こし推進課、佐伯区役所市民部地域起こし推進課

なお、地方自治法第252条の38第1項に基づき、広島県信用保証協会と広島市中小企業協同組合に關係人調査を行った。

7 監査従事者

包括外部監査人	弁護士	福田 浩
補助者	弁護士	今田 健太郎
補助者	弁護士	上栢 裕章
補助者	公認会計士	近藤 敏博
補助者	税理士	三浦 真一
補助者	税理士	木原 隆道

8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 監査の結果及び意見

本報告書において記載した「監査の結果（指摘事項）」及び「監査の意見」については、以下のとおり定義した。

(1) 監査の結果（指摘事項）

財務に関する事務の執行又は経営に係る事業の管理について、① 法令、条例、規則、要綱及び要領等の規範等の明文の定め抵触し、その違法性の程度が高いと認められる場合若しくは② 不当な場合

(2) 監査の意見

「監査の結果（指摘事項）」に該当しないが、問題点等を有する場合

10 その他

本報告書中の数値はすべて単位未満の端数を切り捨てており、合計や差引が合わない場合がある。数値がゼロの場合は「－」とし、単位未満の場合又は計算結果がゼロとなる場合は「0」としている。パーセント（％）の数値は、本報告書記載の数値を計算の基としているため、切捨てを行わない数値を基として計算した場合との間に差異が生ずることがある。

引用文、表及びグラフの下には、出所を記載している。

第2 監査の総括

1 監査対象事業の選定

産業の創造と振興、中小企業の活性化と商店街の振興等に係る事務の範囲は広範にわたるが、① 広島市中小企業融資制度等及び② 広島市中小企業協同組合融資制度等の中小企業金融対策については、平成27年度の事業費が約220億円であること、中小企業支援施策の柱であること等から、これらを選定することとし、③ 商店街活性化事業費補助及び④ 地域商業自立促進事業費補助については、商店街の振興等の施策の柱であること等から、これらを選定することとした。

2 監査の視点及び監査手続

監査対象事業ごとに、具体的な着眼点（監査の視点）と監査手続を記載した。

3 監査の結果及び意見の一覧

監査対象事業 (監査対象部署)	事項	区分		ページ
		結果	意見	
広島市中小企業融資制度及び広島県信用保証協会に対する損失補償制度（経済観光局産業振興部ものづくり支援課）	取扱金融機関に対して拠出する預託金について		○	20
	広島県信用保証協会に対する損失補償制度について		○	22
広島市中小企業協同組合融資制度及び広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度（経済観光局産業振興部ものづくり支援課）	損失補償後の債権の保全と取立について	○		36
	融資条件について		○	33
	広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度について		○	39
商店街活性化事業費補助（経済観光局産業振興部商業振興課）	補助対象団体について	○		48
	補助金の交付の決定に当たっての審査について	○		50
	補助事業実績報告書等の提出期限について	○		52

監査対象事業 (監査対象部署)	事項	区分		ページ
		結果	意見	
地域商業自立促進事業費補助(経済観光局産業振興部商業振興課)	補助金の交付の決定に当たっての審査について	○		64
	補助事業実績報告書等の提出期限について		○	66
	現地調査等について		○	68